

# 秋田市被災中小企業者等再建支援事業費補助金交付要綱

令和5年11月13日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨による被害を受けた市内中小企業者および市内小規模事業者の事業再建を支援するため、秋田県が実施する被災事業者再建支援事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けたものに対し、予算の範囲内で秋田市被災中小企業者等再建支援事業費補助金（以下「市補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 秋田県の被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第3条第1項に定めるものをいう。
- (2) 小規模事業者 県要綱第3条第1項に定めるものをいう。
- (3) 大雨による被害 次に掲げるものとする。

ア 秋田市内における令和5年7月14日から大雨を起因とする被害

イ 秋田市内における令和5年9月19日から大雨を起因とする被害

(交付対象者)

第3条 市補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内のみに大雨による被害を受けた事業所を所有し、県補助金の交付決定を受けた中小企業者又は小規模事業者
- (2) 市内および市外に大雨による被害を受けた事業所を所有し、県補助金の交付決定を受けた中小企業者又は小規模事業者

2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に支援を必要と認める場合は、交付の対象とする。

(補助の交付額)

第4条 市補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げるもの 県要綱第10条で定める補助金交付決定通知書(県様式第4号)に記載の交付決定額(以下「県交付決定額」という。)の2分の1とし、1事業所につき25万円を上限とする。

(2) 前条第1項第2号に掲げるもの 県要綱別表4で定める収支精算書(県様式第2号)に記載の補助対象経費(以下「県補助対象経費」という。)のうち、秋田市で被災した額を県補助対象経費で除した額に県交付決定額を乗じた額の2分の1とし、1事業所につき25万円を上限とする。

2 市補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 市補助金を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 秋田市被災中小企業者等再建支援事業費補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書兼請求書」という。)(様式第1号)

(2) 県要綱別表4で定める収支精算書(県様式第2号)の写し

(3) 県要綱第10条で定める補助金交付決定通知書(県様式第4号)の写し

(4) 大雨による被害に係る罹災証明書又は被害証明書の写し

(5) 法人の場合は法人登記簿謄本の写し、個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(6) 補助金の支払先となる預金通帳等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に市補助金交付の可否を決定し、交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決

定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市補助金の交付は、前条の規定により交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第5条第1号の申請書兼請求書に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付の取消しおよび補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該交付の決定を取り消した市補助金を既に交付している場合はその全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

(1) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。

(2) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

(3) 県補助金の交付の決定を取り消されたことが認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

（調査等）

第9条 市長は、市補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第10条 交付決定者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第8条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。